

こんにちは 家畜保健衛生所です

平成31年1月

人工授精用精液等の適正な管理をお願いします！

昨年、和牛受精卵が輸出検査を受けずに不正に中国へ持ち出される事例が確認されました。和牛精液や受精卵は和牛ブランドを保持するための大切な国の財産であり、これらの国外流出による畜産農家への打撃が危惧されています。和牛精液等の不正流出を防ぎ、日本の遺伝資源を守るために、別紙「留意事項」をご確認のうえ、精液等の適正な流通管理を徹底して頂くようお願い致します。



精液等の管理における注意点

☑ 精液と精液証明書（ラベル）は一致していますか？

- ・ 証明書のない精液の使用や譲渡は出来ません。
- ➡ 譲渡する時、譲渡を受ける時、使用時等に精液と証明書が確実に一致していることを確認してください。



☑ 精液証明書の記載内容に不備はありませんか？

- ・ 証明書に記載漏れや虚偽の記載がある精液の使用は、法律違反となります。
- ➡ 特に証明書裏面の「譲渡・経由の確認」の欄に、「譲渡する者、譲渡される者、日付」を必ず記載して下さい。

☑ 精液等の保管状態は万全ですか？

- ・ 精液と証明書は一体で流通管理されなければなりません。（精液だけの使用や譲渡は出来ません）
- ➡ 施錠をするなど、他者が安易に持ち出せないようにし、また、精液と証明書はセットで管理して下さい。

※受精卵の流通管理についても、精液と同等の扱いとなります。

和牛ブランドの流出を防ぎ、日本の畜産を守りましょう!!